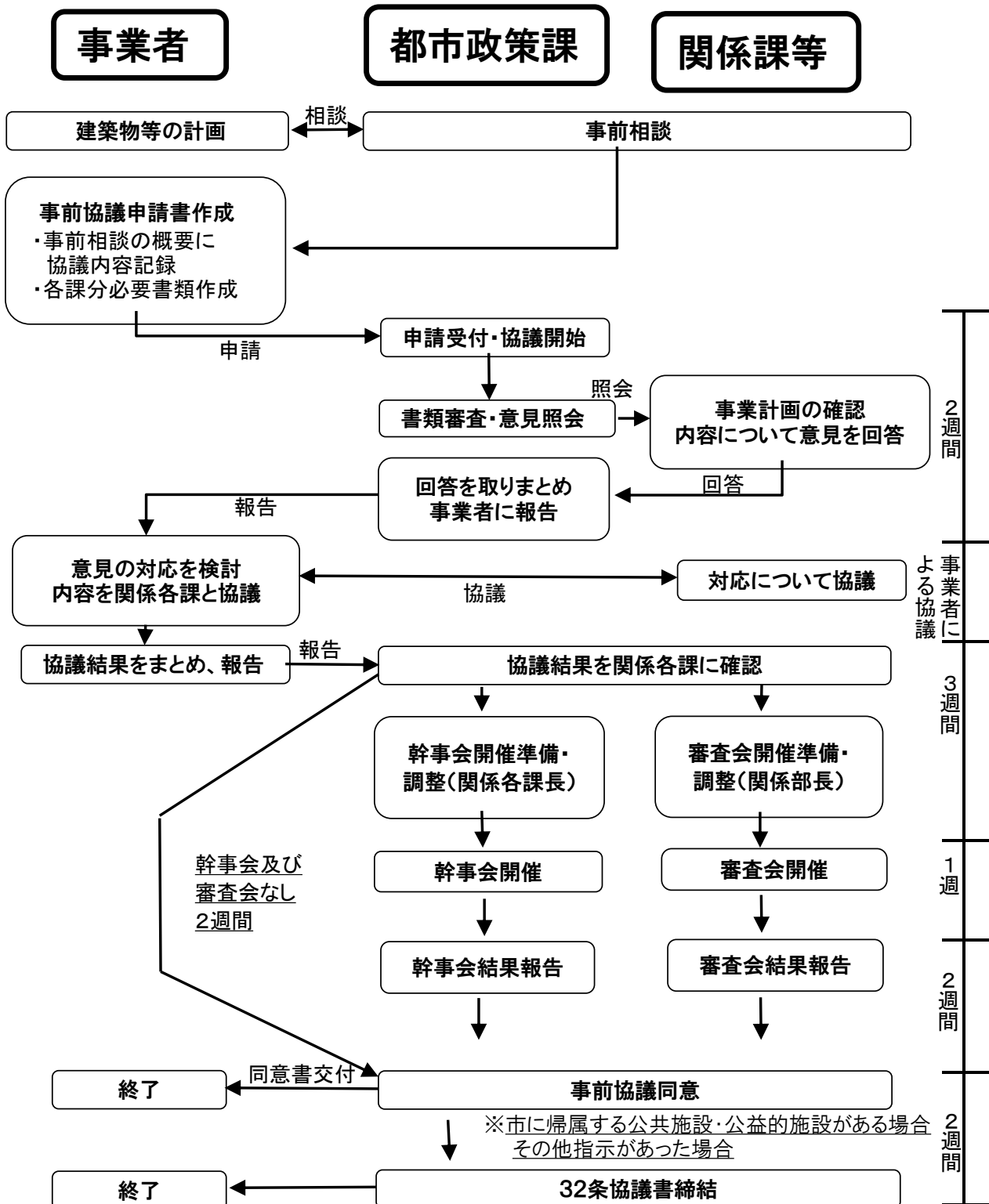


開発事業事前協議フロー



事前協議に必要な図面及び書類

協 議 先	部 課 名	事前協議申請書	開発計画の概要	事前相談の概要	位置図・案内図	土地登記事項証明書	公図写し	現況図	実測図	土地利用計画図	造成計画平面図	造成計画断面図	道路縦・横断面図	排水計画平面図	排水計画縦断面図	流量計算書	給水計画平面図	消防水利計画図	各種構造図	構造計算書	建築物平面図	備考
	都市政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	正副1部ずつ 合計2部
	企画課	写	○	○	○					○	○											開発面積が 0.3ha以上の時
	市街地整備課	写	○	○	○					○	○											
	建築指導課	写	○	○	○			○		○	○	○									○	建築物の高さ 記入
	住宅課	写	○	○	○					○												
	下水道推進室	写	○	○	○	○	○			○	○			○	○	○			○		○	調整区域は不要
	管理用地課	写	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○			
	土木課	写	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○			○			
	文化課	写	○	○	○			○		○	○											
	教育総務課	写	○	○	○					○	○											
	地域共生推進課	写	○	○	○			○		○	○											防犯灯関係
	環境政策課	写	○	○	○	○	○	○		○	○										○	
	生活環境課	写	○	○	○			○	○	○	○	○										埋立土の種類・高さ
	資源循環推進課	写	○	○	○			○	○	○												ゴミ収集場の 構造図
	農林水産課	写	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○			
	農業委員会事務局	写	○	○	○			○	○	○	○											農地以外不要
	消防本部警防課	写	○	○	○					○	○							○			○	

1. 担当課によっては協議票を交付される場合がありますので、その場合は協議票写しを添付して下さい。
2. 位置図は都市計画図を使用のこと。
3. 開発行為等の内容により部数及び図面等が変わります。(担当課の指示に従ってください)
4. 担当課との協議に当たっては、日時及びその内容と各課の担当者(協議をした担当者)を明確に記録をしておいてください。
5. 申請者以外の方が手続きを行う場合、委任状が必要になります。

開発事業事前協議に係る事前相談先とその照会事項について

令和7年4月1日

部 課 名	照 会 事 項
都市政策課 ・都市政策係 ・開発審査係	・開発の申請及び技術基準に関すること ・都市計画の整合について(土地利用、都市計画施設及び市街地開発事業、地域地区、地区計画) ・景観に関すること
企画課 (開発面積が3000㎡以上)	・土地利用計画との整合について ・基本構想、総合計画等の整合について
市街地整備課	・土地区画整理事業との整合について(事業中の区域及び計画中の区域) ・市街地開発事業との整合について ・駐車場法に関すること(500㎡以上の駐車スペース、駐車場整備地区内の駐車施設の附置) ・公園、児童遊園、緑地等の計画及び生産緑地に関すること
建築指導課	・建築基準法に関すること (接続道路、建物用途の整合等)
住宅課	・住宅政策に関すること
下水道推進室	・下水道計画との整合及び下水道との接続について
管理用地課	・開発区域内の道路に関すること ・公共財産土木工事施行許可及び占使用に関すること ・市道の工事及び占用に関すること
土木課	・道路計画との整合について ・排水(下水道施設を除く)に関すること ・広域幹線道路計画との整合について
文化課	・埋蔵文化財に関すること
教育総務課	・教育施設に関すること

地域共生推進課	・防犯灯に関すること ・交通安全に関すること
環境政策課	・施設計画で大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭が懸念されるもの及び地下水の汲みあげに関すること ・工事で騒音、振動が懸念されるもの
生活環境課	・土砂の埋立て等に関すること ・墓園開発に関すること
資源循環推進課	・浄化槽の設置に関すること ・ごみ処理に関すること
農林水産課	・農業振興整備計画との整合について（農地、土地改良等） ・林地開発、保安林、林道、農道に関すること ・農林畜産施設に係る開発に関すること ・漁港整備との整合、水産施設に関すること
農業委員会事務局 (開発区域に農地が含まれる場合)	・農地転用に関すること
消防本部警防課	・中高層計画における消防活動用空地に関すること ・消防水利等に関すること
かずさ水道広域連合 企業団	・大規模開発における水道整備計画との整合について ・配水計画に関すること ・給水計画に関すること
土地改良区 地元用水組合	・排水・用水路及び最終放流先までの排水に関すること

※また、雨水等の排水先等について、図面等では判断できない場合がありますので、
現地での写真等の提出をお願い致します。

(別紙)

事前相談の概要

年 月 日	課・担当者名等	協 議 ・ 指示事項	対 応 ・ 回 答

※各課ごとに区分して記入して下さい。

事前相談報告書

令和 年 月 日

木更津市長 様

申請書 住 所
又は委任された者 氏 名

下記宅地開発事業について、次のとおり事前相談の結果について報告いたします。

記

1. 事業の名称
2. 相談した関係課 都市政策課他
3. 相談の概要 別紙のとおり

開発事業事前協議申請書

年 月 日

木更津市長 様

住所
申請者氏名
電話 ()

木更津市開発指導要綱第5条第1項の規定により、開発事業について次のとおり
事前協議を申請します。

開 発 事 業 の 概 要	開 発 事 業 の 目 的		
	開 発 区 域 の 所 在		木更津市
	区 域 名		市街化区域・市街化調整区域・開発条例区域
	用 途 地 域 等		(用途地域) (建蔽率) % (高度地区) 第 種高度地区 (容積率) %
	開 発 区 域 の 面 積		(実 測) m ² ／ (公 簿) m ²
	予 定 建 築 物 の 概 要		(用 途) (建築面積) m ² (構 造) (延床面積) m ²
	区画形質変更の有無		有 ・ 無 (建築行為のみ)
	自己用又は非自己用の別		自己用 ・ 非自己用
	工事施行者	(住 所) (氏 名) (電 話)	(担当者)
設 計 者	(住 所) (氏 名) (電 話)	(担当者)	

開 発 計 画 の 概 要

計 画 戸 数	戸（棟）						
	土地分譲	戸	建売分譲	戸			
			賃貸	戸			
計 画 人 口	人×戸＝ 人						
道 路 計 画 (接道、新設道) 路の計画(名 称、幅員、街 きよ等)							
雨 水 排 水 計 画 (排水施設及び 放流先(調整 池))							
汚 水 排 水 計 画 (排水施設及び 放流先)							
※し 尿 処 理	公共下水道・集中浄化槽・合併浄化槽・各戸浄化槽・汲み取り						
※ゴ ミ 処 理	処 理 方 法	市において処理・自己処理					
	ゴ ミ 集 積 所	既存集積所利用・集積所新設（ 箇所）					
※公 園	有り（面積 m ² 、比率 %）・無し						
※給 水	公営水道・その他（ ）						
※緑 化	面積（ m ² ）、比率（ %）						
※消 防	既設・新設【防火水槽（ m ³ 、 ヲ所）、消火栓（ 基）】						
※駐 車 場	自 動 車	（ 台）	自 転 車	（ 台）			
※集 会 所	用 地	（ m ² ）	棟内施設	（ m ² ）			
そ の 他 （市に帰属等）	※市に帰属するものがあれば記載して下さい。						

備考 ※印欄は、該当する項目を○で囲み、（ ）内には規模を記入すること。

枠内で記載できない場合は別紙を用い、具体的に記入すること。

開発事業事前協議同意通知書

※同意通知欄	年 月 日付けで事前協議申請のあつた開発事業については、 下記の条件を付して同意したので通知します。 第 号 年 月 日 木更津市長		
	条 件		
宅地開発事業の概要	申請者	住 所	
		氏 名	
	開 発 区 域 の 所 在		木更津市
	開 発 区 域 の 面 積		平方メートル
	宅 地 開 発 事 業 の 目 的		
	予定建築物の用途及び概要		
	土地の区画形質の変更の有無		有 ・ 無（建築行為のみ）
	区 域 名		市街化区域・調整区域・開発条例区域
	自己用又は非自己用の別		自 己 用 ・ 非 自 己 用
	工 事 施 工 者		〔住 所〕 〔氏 名〕 〔電 話〕 ()
	設 計 者		〔住 所〕 〔氏 名〕 〔電 話〕 ()

備考 ※印のある欄は記入しないこと。